

令和5年度農地最適化活動の目標について

令和5年度の農業委員会の最適化活動目標を以下のとおり設定しました。目標を達成できるよう活動していきます。人吉市のホームページに公表しています。

1. 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

農地の集積の目標年度	令和11年度	集 積 率	80%
今年度の新規集積面積	93ha	農地面積 (C)	1,400ha
今年度末の集積面積(累計) (D)	524ha	(目標) 今年度末の集積率 (E) = (D) / (C)	37.40%

(2) 遊休農地の解消

既存遊休農地の解消	令和4年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積		20ha
	緑区分の遊休農地の解消面積		4ha

(3) 新規参入の促進

※緑区分：草刈り等により直ちに耕作可能

権利移動面積	R1	R2	R3	平 均
	79ha	72ha	110ha	87ha
新規参入者への貸付等について同意を得たうえで公表する農地面積				9ha

2. 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	7日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	10人
		農地利用最適化推進委員の人数	15人

(2) 活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	3回	①7～8月 ②11月～12月 ③1月～2月
-------------	----	-----------------------

(3) 新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	1回	開催時期	1月～3月
---------------	----	------	-------

夏です…農地の適正管理をお願いします

草木の勢いが増す季節になりました。雑草が生い茂ると、病害虫の発生、鳥獣被害や火災の原因に繋がることも考えられます。周辺農地所有者や住人の方から苦情が寄せられた場合は農業委員会から、「適正管理のお願い」をさせていただきます。心当たりの方は早め早めの対応をお願いします。草払い時にはケガや熱中症にも注意され、また石を飛ばさない等の周辺への配慮もお忘れなく！



問い合わせ先：人吉市農業委員会事務局 ☎ 0966-22-2111 (内線2501・2502) FAX 0966-24-7869
E-mail: nougyou-iinkai@hitoyoshi.kumamoto.jp http://www.city.hitoyoshi.lg.jp

ひとよし 農業委員会だより

令和5年度 第1号

発行：人吉市農業委員会

編集：農政部会

令和5年7月10日発行



下原田町の向岩大輔さん(39歳)はUターン就農して2年目の夏を迎えます。現在ミシマサイコ60a、夏秋ナス15a、アイガモ米30aを経営。いつかは故郷に帰り両親が元気なうちに就農したいと考えて県立農業大学校で学ばれました。先月も農機具メーカーの除草機実演会に参加されステップアップを図られています。

「自分で仕事内容や時間配分などを決定できる」ことに満足しているが、今後は「規模拡大と収益アップを目指しています」と熱く語られました。(上下取材・写真：松下慎吾)



中原誠さん・香澄さんご夫妻は、ミシマサイコ、ネギを中心に約43aを経営されています。上原田町の圃場ではセルトレイで育苗したネギの植え付けの真最中。植え付け後には美しい緑の直線が続きます。収穫は12月ですが、年々増えてきた固定客からの「美味しい」の声が励みに繋がっているとのこと。

【目次】表紙写真(上原田町：ナスの誘引作業・ネギの植え付け)……………P1
農業委員としての3年間を振り返って／総会での農地法関連案件可決件数……………P2
農地パトロールが始まります／農業者年金に加入しよう！／農地の取得面積要件撤廃……………P3
R5年度農地利用最適化活動の目標について／農地の適正管理をお願いします……………P4

農業委員としての3年間を振り返って

今期3年間を振り返ってみますと、令和2年7月の豪雨災害に伴う甚大な災害の発生、その後のコロナウイルス感染症拡大、社会情勢の変化により生活物資等の高騰などの問題が発生し、これからの農業委員会の役割について改めて考えさせられる事柄が多くありました。

このような中、被災した農地、農業用施設の調査を行い、一日も早い復旧と営農再開ができるよう、農地法申請の適正審議、耕作放棄地全体調査及び利用状況調査等、農地の有効利用に努めてきました。委員全員が担当地区での世話役業務を遂行してきたと自負しております。

また、小学校の児童と野菜作りをすることで農業への理解と食育を深める活動は12年に及びます。

今後も地域の方に農業委員会の役割と活動を認識いただけるよう一層邁進していく所存です。改選後の新委員にも温かいご声援をお願いします。
(農業委員会会長 宮崎右男)



総会での農地法関連案件可決件数



下の表は令和2年度から3年間の総会での可決件数の一覧になります。令和3年度は、前年7月の豪雨災害で受けた被害の復興に向けた農地の取得や個人住宅や集合住宅の建設、資材置き場等の転用が多く見受けられました。令和4年度は農地法、利用権設定も減少傾向に転じました。

区 分			R 2		R 3		R 4	
			可決件数	面積(㎡)	可決件数	面積(㎡)	可決件数	面積(㎡)
農地法 3 条		田	16	23,746	27	55,084	19	35,054
		畑	12	7,594	19	240,334	15	36,805
農地法 4 条		田	5	3,209	6	2,542	2	1,704
		畑	1	897	6	3,570	4	339
農地法 5 条		田	16	19,881	42	292,734	27	24,096
		畑	25	15,248	24	14,576	21	11,390
農業公社による 所有権移転		田	5	10,130	19	46,022	7	12,097
		畑	2	1,989	4	2,325	0	0
利用権設定	使用貸借	田	23	67,347	33	83,840	35	124,350
		畑	19	64,603	22	53,566	11	31,395
	賃貸借	田	165	458,664	208	576,584	177	485,240
		畑	42	97,326	38	57,034	22	43,556

今年も農地パトロールが始まります



地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握を目的とした農地パトロール(利用状況調査)を7月から10月にかけて行います。

パトロールのポイントは、

- 1 違反転用(農地が農地以外の用途に使用されている場合)の早期発見
- 2 遊休農地(1年以上耕作や草払いなどの農地の保全がなされていない農地)の把握

パトロールの結果、遊休農地と判断された農地の所有者へ「利用意向調査」を送付します。

また、遊休農地が荒廃し、木や竹が生い茂り、非農地(農地に戻すことが困難)と判断された場合には、「非農地通知書」を農地所有者へ送付します。

農業者年金に加入しよう！ ～税制面に大きな優遇～

農家のみなさん、農業者年金に加入された方は税制面で優遇措置を受けられることをご存じでしょうか

農業者年金に加入すると、その年に支払った保険料の全額(最高額1人当たり年間80万4千円)が、所得税・住民税・復興特別税の「社会保険料控除」の対象となります。

国民年金や健康保険の保険料と同じように社会保険料控除として所得から全額控除になるので、その分、課税対象所得が下がり**税金が安くなります。**

《年金加入のメリット》

- ・社会保険料控除の対象 → **節税!!**(所得税・住民税)
- ・受給時にも**公的年金等控除の対象**(120万までは全額非課税)
- ・**終身年金**で80歳までの保障付
- ・国民年金付加年金保険料月400円を納付するが
⇒200円×付加年金納付月数=**年金に上乗せ**



《加入要件》

※詳しくは農業委員会かJ Aまでご相談ください。

- ①年間60日以上農業従事(自分名義の農地がなくてもOK)
- ②国民年金第1号被保険者
- ③20歳以上60歳未満(但し、国民年金納付期間が480月に満たない60歳以上65歳未満の方で国民年金に任意加入している方もOK)

農地の取得面積要件の撤廃について

令和5年4月1日から、改正農地法が施行され、農地の取得面積要件が撤廃されたことに伴い、以下のとおり変更になりました。

【改正後】

- 面積要件：なし
- 許可の要件：①全部効率要件：労力、機械、技術
②常時従事要件：農作業従事日数150日以上
③地域との調和：総合的な利用

【改正前】

農業振興整備地区 … 5,000m²
それ以外の地区 …… 1,000m²
空家に付随した農地 …… 10m²

